

大伴家持と平城京の政界 —政治権力の動向を中心として—

木本 好信

はじめに

大伴家持は万葉歌人として著名であり、その研究は枚挙に遑がないくらいである。しかし、家持の存在は万葉歌人としてのみ重要視されるわけではない。平城京時代の政界にあっては、藤原氏勢力の対極の中心氏族である大伴氏の氏長として大きな影響力をもつ政治家でもあった。

ゆえに反藤原氏政治勢力からは期待される存在でもあり、そのことが多くの政治的事件に家持が関与する原因になったものと思われる。このような視点に立脚して、見落とされがちな「政治家」大伴家持に焦点をあてて、関与した4つの政治事件を中心に平城京時代の政治動向を概観してみる。

1. 大伴家持と橘奈良麻呂の変

神亀5年(728)9月、聖武天皇と光明皇后とのあいだに生まれた2歳の皇太子が歿したあと、皇嗣問題は留保されていたが、天平10年(738)正月、後ろ盾である藤原四子を失った直後の光明皇后の願望によって娘阿倍内親王が立太子した。⁽¹⁾しかし、これによって皇嗣問題が解決したわけではなく、異母弟の安積親王の成長をうけて、光明皇后・阿倍皇太子・藤原仲麻呂らと、元正太上天皇・安積親王・橘諸兄らを中心とする政治勢力の軋轢が表面化した。

これは同15年5月、聖武天皇が阿倍皇太子に五節舞を舞わせ、元正太上天皇に奏覽させたことによって、阿倍の皇太子としての存在が太上天皇からも了解せられ、また翌16年閏正月に安積親王が病没したことによって沈静化したが、その火種はのこった。

大伴家持は、このころ27歳前後で内舎人の職にあり、安積親王と親しい関係にあったことは『万葉集』巻3・475~480番歌によって知られている。とくに475番歌の「…わご王 皇子の命 萬代に食したまはまし 大日本 久邇の京は」や480番歌の「大伴の 名に負ふ勒負ひて 萬代に 馴みし心 何處か寄せむ」と詠っているところに家持の安積親王への期待がよみとれるし、彼が橘諸兄派を構成する重要な官人であったことが理解できる。

この後、しばらく家持の皇嗣に関わる政治動向は判然としないし、誰を擁立しようとしたか意中の人物を知ることはできないが、皇嗣をめぐって対立を深める光明皇后・藤原仲麻呂派に対抗して、その後も尊崇する左大臣橘諸兄に近い関係にあったことは間違いない。そのような家持の政治動向がうかがえるのが、『万葉集』巻19・4262~4263番歌の、

(天平勝宝4年・752)閏三月、衛門督大伴古慈斐宿禰の家にして、入唐の副使同じ胡磨宿禰等に餞する歌二首

韓国に 行き足はして 帰り来む 大夫健男に 御酒をたてまつる

右の一首は、多治比真人鷹主、副使大伴胡磨宿禰を寿けり。

梳も見じ 屋中も掃かじ 草枕 旅行く君を 斎ふと思ひて 作者詳らかならず

右の件の歌は、伝へ誦めるひとは、大伴宿禰村上、同じ清継等是れなり。

『万葉集』巻19・4279~4281番歌の、

二十七日、林王の宅にして但馬按察使橋奈良磨朝臣に餞する宴の歌三首

白雪の 降りしく山を 越え行かむ 君をそもとな 気の緒に思ふ

左大臣尾を換へて云はく、いきの緒にするといへり。然れども猶し喻して曰はく、前の如く誦せよといへり。

であろう。入唐する同族の古麻呂(胡磨)送別の宴とはいえ、古麻呂は反仲麻呂の急先鋒であり、ここに後に仲麻呂を指弾して拘禁された大伴古慈斐や奈良麻呂の変の張本人である奈良麻呂、それに加わった多治比鷹主ら反仲麻呂派の人々との交流がみてとれる。

また、家持は『万葉集』卷20・4304番歌に、

同じ月(6年3月)二十五日、左大臣橋卿の、山田御母の宅に宴する歌一首

山吹の 花の盛りに かくの如 君を見まくは 千年にもがも

右の一首は、少納言大伴宿禰家持、時の花を囁て作れり。

とあるように、山田御母との交誼も指摘される。山田御母というのは、『続日本紀』天平宝字元年(757)8月戊寅(2日)条に「…人の悖る語を聴きて、丹誠を奉らず。同惡に相招かれて、故に蔽匿す」とあるように、奈良麻呂のクーデターに関与していたことで処罰された女性であった。

さらに『万葉集』卷20・4446~4448番歌には、

(天平勝宝7歳)同じ月(5月)の十一日、左大臣橋卿、右大弁丹比国人真人の宅に宴する歌三首

わが屋戸に 咲ける石竹花 幣はせむ ゆめ花散るな いやをちに咲け

右の一首は、丹比国人真人の、左大臣を寿く歌なり。

幣しつつ 君がおほせる 石竹花が 花のみ訪はむ 君ならなくに

右の一首は、左大臣の和ふる歌なり。

紫陽花の 八重咲く如く 弥つ代にを いませわが背子 見つつ懐はむ

右の一首は、左大臣、味狭藍の花に寄せて詠めり。

とあって、家持は多治比国人宅での宴にも参加している。ほかに卷3・382番歌、卷8・1557番歌が国人の作歌で、家持との親交がうかがわれるが、この国人もクーデターに参加して伊豆国に配流処分になっている。

このように家持は『万葉集』によって、天平勝宝4年頃から奈良麻呂の変に決起した有力官人との交遊が顕著であることが指摘できる。そして、注目すべきは、『万葉集』卷20・4450~4451番歌の、

十八日、左大臣の、兵部卿橋奈良磨朝臣の宅に宴する歌三首

わが背子が 屋戸の石竹花 散らめやも いや初花に 咲きは増すとも

うるはしみ 吾が思ふ君は 石竹花が 花に比べて 見れど飽かぬかも

右の二首は、兵部少輔大伴宿禰家持追ひて作れり。

が象徴的であるが、そのいずれの場にも中心的存在としての橋諸兄の姿を見ることができることである。このことは家持が直接にクーデター派の人々との関係を有していたのではなく、橋諸兄を通してこれらの人との関係が生じていたことを示すものといえよう。

では、家持と諸兄との関係はどのようなものであったのか、『万葉集』卷19・4256番歌には、

左大臣橋卿を寿かむが為に、かねて作る歌一首

古に 君が三代経て 仕へけり わが大主は 七世申さね

と見え、また『万葉集』卷19・4289番歌に、

(天平勝宝5年)二月十九日、左大臣橋の家の宴にして、攀ぢ折れる柳の條を見る歌一首

青柳の 上枝攀ぢ取り 蘭くは 君が屋戸にし 千年寿くとそ

とあるように、ここに家持の諸兄に対する深い尊信の心をよみとることができ、どちらかといえば家持の反光明皇后・仲麻呂的行動は、直接に仲麻呂らに向けられたものではなく諸兄を思う行動から派生しているといつてもよいかもしれない。

ただ、このような『万葉集』にみえる宴會に参加しているからといって、それが後のクーデターへとつながるわけではないし、その主催者となった諸兄がクーデター計画の中にいたということにはならないとの見解もある。しかし、そのようなことはない。『万葉集』卷20・4454番歌には、

(7歳)十一月二十八日、左大臣の、兵部卿橘奈良麿朝臣の宅に集ひて宴する歌三首

高山の 巍に生ふる 菖の根の ねもころごろに 降り置く白雪

右の一首は、左大臣作れり。

との宴會での歌が見えている一方で、『続日本紀』天平宝字元年6月甲辰(28日)条には、

去ぬる勝宝七歳冬十一月に太上天皇不念したまふ。時に左大臣橋朝臣諸兄の祇承の人佐味宮守告げて云はく、大臣、酒飲む庭にして言辞礼無し。稍く反く状有り云々といへり。太上天皇、優容にして咎めたまはず。大臣、これを知りて、後歳に致仕せり。

とある。『続日本紀』に見えるこの「酒飲む庭」が上掲の28日の奈良麻呂宅で諸兄が主催した宴であることは明らかである。そこで諸兄が光明皇后・仲麻呂らの政治批判を行い、酒宴での勢いもあってその批判は聖武天皇にまで及んだものと推察されるのであって、このような場が単なる歌を詠みあい交歎を目的としただけのものと考えてはならない。現状の憂いを吐露しあい、そして政権批判の場となるのは今も昔も変わらない。

そのことを端的に示すのが、『続日本紀』天平宝字2年2月壬戌(20日)条に見える処分である。

頃者、民間宴集して動すれば違愆つこと有り。或は同惡相聚りて、濫に聖化を非り、或は醉乱して節無く、便ち鬭争を致す。理に拠りて論ふに甚だ道理に乖けり。今より已後、王公已下、供祭・療患を除く以外は、酒飲むこと得ざれ。その朋友・寮属、内外の親情、暇景に至りて相追ひ訪ふべき者は、先づ官司に申して、然る後に集ふこと聽せ。如し犯すこと有らば、五位已上は一年の封禄を停めむ。六位已下は見任を解かむ。已外は決杖八十。冀はくは、將て風俗を淳にして、能く人の善を成し、礼を未識に習ひて、乱を未然に防かむことをとのたまふ。

仲麻呂は、自分の殺害をも目的としたクーデター事件に相当懲りていたのであろう。事件の半年後には、宴集した者が醉乱・鬭争し、また政治批判を行うことに危惧し、乱を未然に防ぐことを目的として、あろうことか飲酒と集会の自由を禁止したのである。この一事をもってしても、上掲してきたような宴會の場が、仲麻呂批判の場となり、そしてクーデターへとつながったことには間違いない⁽³⁾、そこに身をおいていた家持も同様の政治的立場にあったことは勿論である。

しかし、これらの人々がクーデターへと突き進んだのとは違って、家持はある時期からこれらとは意識的に距離をおくようになる。そのことを明確にものがたるもののが『万葉集』卷20・4465番歌の「族に喩す歌」であろう。

君の御代御代 隠さはぬ 赤き心を 皇辺に 極め尽して 仕へ来る 祖の職と 言立てて 授け給へる 子孫の いや継き継ぎに 見る人の 語りつぎて 聞く人の 鏡にせむを あたらしき 清きその名そ おぼろかに 心思ひて 虚言も 祖の名断つな 大伴の 氏と名に負へる大伴の伴

これは左注に「淡海真人三船の讒言に縁りて、出雲守大伴古慈斐宿禰解任せらる。是を以ちて家持此の歌を作れり」とあるように、天平勝宝8歳5月10日に大伴古慈斐が朝廷を誹謗して禁固ののち、任国への配流となったことをうけて作られたものであるが、この事件でうけた家持の衝撃の大きさが

うかがわれる。

この作詩の真意については諸説がある。古慈斐事件を契機に一族の人々を激励したものとの説や新編日本古典文学全集本の一族を訓諭する自らの姿を想像して作った机上の作であろうとする理解もある。小野寛氏がいわれるような一族の軽挙妄動を戒めようとしたものであるとの解釈もある。⁽⁴⁾もし、そうだとすると結果的にみて、家持の意図とするところと違って多くの謀反者を出してしまったことを勘案すると、その効果がなかったわけであり、そのことから考えて北山茂夫氏がいわれるよう、「仲麻呂らに、この長歌による声明が伝わることを参考にいれての、窮余の行動で」⁽⁵⁾であったとするのが現実的な判断であろう。つまり「族に喩す歌」は、家持の反仲麻呂行動に立ち上がる意思のないことの個人的表明、奈良麻呂らクーデター派との政治的な決別の宣言であったとするのが穏当な理解であるように思う。⁽⁶⁾

それでは家持がなぜ転向というか、変節したのかの理由であるが、その背景にはやはり同8歳2月の橋諸兄の致仕が大きく影響していた。家持が諸兄を慕い尊信していたことは先述したところである。そして巻20・4483番歌の「勝宝九歳六月二十三日、大監物三形王の宅に宴する歌一首」の「移り行く 時見る毎に 心いたく 昔の人し 思ほゆるかも」や巻20・4484番歌の「咲く花は 移ろふ時あり あしひきの 山菅の根し 長くはありけり」は、左注に「右の一首は、大伴宿禰家持、物色の変化を悲しうりて作れり」とあるように、ここに諸兄を亡くしたあの家持の無常感を感じとることができる。

家持は、諸兄が舌禍事件を理由に政界を退いたことや、この父の致仕に焦燥感を覚えて一層過激で先鋭的な行動に走るようになった奈良麻呂に差し迫る危機感を感じるようになっていたのであろう。これ以降、同8歳6月17日作歌の巻20・4468~4469番歌「病に臥して無常を悲しうり、修道を欲して作る歌二首」のうち「うつせみは 数なき身なり 山川の 清き見つつ 道を尋ねな」や4470番歌「寿を願ひて作る歌一首」の「泡沫なす 仮れる身そとは 知れども なほし願ひつ 千年の命を」に見るられるように、家持には無氣力感・厭世感が察知され、心底にわが身の保全を考えて現実を逃避しようとするところがうかがわれる。

このような家持を、岸俊男氏は「部門の伝統に生まれ、しかも兵部大輔の任にありながら、家持には奈良麻呂のごとき勇気はなかったのである」と評されているが、その通りであろう。

2. 大伴家持と藤原仲麻呂の暗殺未遂事件

橋奈良麻呂の変の鎮圧によって反対派の政治勢力を一掃した藤原仲麻呂は、光明皇太后の政治的支援のもとに政治に恣意をふるうようになり、ここに仲麻呂を中心とする政権が成立したものと理解してよい。⁽⁸⁾仲麻呂政権にあっての家持の政治的動向は必ずしも明確ではないが、諸兄を尊信していたことからしても、その橋家の滅亡に家持の悔悟の情がなかったとは思えない。しかしながら天平宝字2年(758)8月に大炊王を擁立して帝位に即けた仲麻呂の政治的権力が絶対化するにつけて、その心情は自重心のゆえか吐露されることはない。

このような家持の気持を知ってか知らずか、仲麻呂の家持への対応は思いのほか配慮されたものであった。仲麻呂は奈良麻呂の変の以前からこの蠢動を察知して、反対派に属する官人を枢要職から遠ざけるなど人事面での政治的工作を行っているが、家持は兵部大輔に任せられていることからしても仲麻呂が家持に思うほどの敵愾心を抱いてはいなかつたものと推察される。

また奈良麻呂の変の中心人物であった大伴古麻呂は当時には左大弁職にあり、奈良麻呂自身が変の

直前にこの職に襲任していたことから、弁官局はクーデター派の巣窟であったらしい。奈良麻呂は佐伯氏で有力官人であった全成を一味にひきいれようと何度も口説いているが、最後に全成を古麻呂のいる弁官の曹司に誘い、そこで2人で決起を説いている。

奈良麻呂らのクーデター計画は、山背王や上道斐太都・巨勢堺麻呂らの密告によって事前に明らかとなっていたが、そのなかの堺麻呂は右大弁であったから、弁官府での不穏な動向はおのずと堺麻呂の知るところとなっていたものと考慮される。仲麻呂もこのことは十二分に承知していたようで、事件後の人事異動で弁官構成が一新されて、堺麻呂が昇格して左大弁に、仲麻呂に最も近い紀飯麻呂が右大弁に、栗田奈勢麻呂が左中弁に就任している。そのようななかで家持が右中弁に補任されたらしいことは、仲麻呂が家持を信頼していたことを示すものであろう。

しかし、この仲麻呂の家持への意外とも思われる厚遇には理由があった。そこには石川年足の配慮があったものと想像される。年足は、仲麻呂の父武智麻呂が長屋王の打倒を果たしたときに最も功績のあった石川石足の嫡子で、父子二代にわたる強い縁でむすばれ、仲麻呂政権のナンバー2という地位にあった。天平宝字6年9月に年足が歿したときには家持は弔賛使に任じられている。牧飛鳥氏の研究によると、死没者とその弔使に選ばれた官人との関係は広く認識されていた例が多いということであるから⁽¹⁰⁾、年足と家持とは親しい関係にあったものと思われる。

『万葉集』卷19・4273~4278番歌は、天平勝宝4年(752)11月25日の新嘗祭の肆宴での詔に応えて詠った歌6首であるが、この中に年足の「天にはも 五百つ綱延ふ 萬代に 国知らさむと五百つ綱延ふ」との歌が見えている。天平10年(738)7月には同様のことがあって30人が作歌したとあるから、この時にも詔に応えて議政官をはじめ多くの貴族・官人が歌を奉つただろうから、そこから家持は自身の歌も含めて6首を選んだのである。年足の歌には「古歌に似て詳らかならず」との注記があって、家持が詩の出来で年足の歌を選んだわけではないようであるから、ここに家持の年足への親昵の情を垣間見ることができる。

そして、この2人の親交は天平宝字元年になって親密の度を増したようである。それは2人が上司と下僚としての時間を共有するようになったからである。家持は天平勝宝6年4月から兵部少輔に任じられていたが、天平宝字元年6月に年足が兵部卿に補任されたのと同時に兵部大輔に転任している。このような関係から年足は、仲麻呂政権の成立にあたって政治的に微妙な立場にいた家持を擁護したものと思われる。⁽¹¹⁾

また、この前後に大原今城との交遊が『万葉集』によって頻繁であることが知られるのも、仲麻呂派の今城をつうじて仲麻呂からの疑惑を払拭する意味があったとも推察できるし⁽¹²⁾、卷20・4514番歌に同年2月「内相の宅に渤海大使小野田守朝臣等に饗する宴の歌」として、紫微内相仲麻呂宅での宴に参加して、披露しなかったとはい「青海原 風波なびき 行くさ来さ 障むことなく 船は早けむ」と詠んでいるところに、この時の家持の心情を推知することができる。

その後、同2年6月に家持は因幡守に補任されて奈良の都を一時去ることになる。この家持の因幡守補任を仲麻呂政権との関係でどのように判断するのか難しいものがあるが、すくなくとも左降という処遇ではないような気がする。その理由については、やはり同6年正月に信部大輔として中央政界に復帰する事実が挙げられる。信部大輔は、仲麻呂によって唐風に改称された中務大輔のこと、八省のうちでも最も天皇に近侍して密接な関係を有する職掌であることから顯官といってよい。

家持の上司である信部卿は、のちに仲麻呂の乱において、仲麻呂から天皇に偽立され、ともに斃れた氷上塩焼であり、家持の前任者は奈良麻呂の変の鎮圧で活躍し仲麻呂派で知られる高麗福信であったことや、仲麻呂は淳仁天皇を擁立した経緯もあって、淳仁は政権の拠りどころでもあったことから、

親密な関係を維持しようとして中務省を重要視していた。その信部大輔に家持が補任されたことは仲麻呂の信任を示すものと理解してもよさそうである。仲麻呂としても、奈良麻呂の変で多くの反逆者を出したとはいえ、まだ政界に一大勢力をはっている大伴一族の統領としての家持の影響力は無視できないこともあっての処遇とも考えることができる。

しかし、仲麻呂が考えているよりも家持の仲麻呂に対する心情は穏やかではなかった。やはりその心底には、仲麻呂が若き時より尊敬していた橘諸兄の政権を瓦解させた張本人であることの敵愾の気持ちが消え去ってはいなかつたものと思われる。その家持の沸々とした感情が行動へと移行したのが、藤原良繼を中心とした仲麻呂暗殺未遂事件への参加であろう。

この藤原仲麻呂暗殺未遂事件については、『続日本紀』宝亀8年(777)9月丙寅(18日)条に詳しいので、以下に摘記してみる。

内大臣從二位勲四等藤原朝臣良繼薨しぬ。…時に、押勝が男三人、並に參議に任せらる。良繼、位、子姪の下に在りて、益忿怨を懷けり。乃ち、從四位下佐伯宿禰今毛人、從五位上石上朝臣宅嗣・大伴宿禰家持らと、同じく謀りて太師を害さむとす。是に、右大舎人弓削宿禰男広、計を知りて太師に告げき。即ち皆その身を捕へ、吏に下して驗ぶるに、良繼対へて曰はく、良繼独り謀主と為り。他人は曾て預り知らずといへり。是に、強ひて大不敬なりと劾めて、姓を除き位を奪ひき。居ること二歳にして、仲満謀反して近江に走れり。

これによれば、家持は押勝、つまり仲麻呂が息子3人を參議に登用したことに忿怨を抱いた藤原良繼を中心に、石上宅嗣・佐伯今毛人らとともに仲麻呂の暗殺を企んだものの、弓削男広の密告によって逮捕されたというものである。取調べにあたって良繼は、家持らはいっさい関与せずとして、ひとりで責任をとり、結果良繼ひとりが「姓を除かれ位を奪われる」という処分をうけたのであった。とはいものの、家持らにはまったく影響が及ばなかつたというわけではない。

つまり、良繼はもちろんのこと、家持をはじめ宅嗣・今毛人らは見任を解却されたのである。『続日本紀』によると天平宝字7年正月9日の時点で、良繼は造宮大輔・上野守、今毛人は造東大寺長官、宅嗣は文部大輔・侍従に任じており、家持も先述したように信部大輔の要職にあったことがわかっている。しかし、『続日本紀』同年4月丁亥(14日)条によると、信部大輔に石川人成が、文部大輔に布勢入主が、造宮大輔に石川豊人が、造東大寺長官に市原王が、上野守に大原今城が補任されるなど、4人の帶任職の後任人事が行われているにもかかわらず、良繼や家持らの補任が見えないことから、解任の記事はないが、家持ら4人が見任を追われたことは間違いない。謹慎の状態にあったものと想像される。

よって、この事件は中川収氏が考証されたように、同7年正月9日から4月14日のあいだの出来事であることが確認される。『続日本紀』条文に、「居ること二歳にして、仲満謀反」と、同8年9月の仲麻呂の乱が2年後に起こったとするのも、『続日本紀』の数え年計算の原則からしても齟齬しない。

そして、謹慎が解けた同8年正月になって家持は薩摩守に、今毛人は嘗城監に、宅嗣が大宰少弔に補されるが、ともに僻遠の九州に体よく追放されるのである。これらの処遇からして、仲麻呂は必ずしも3人が良繼のいうように自分の暗殺に関与していなかつたとは見ていなかつたことがわかる。

では、この4人にはどのような関係があるのであろうか。仲麻呂打倒という政治的な目的を一にすることのみで、この4人が同志となつたとは思えない。

まず家持と良繼であるが、この2人の関係は『万葉集』巻20・4490~4491番歌に確認できる。

(天平宝字元年)十二月十八日、大監物三形王の宅に宴する歌三首

あらたまの 年行き還り 春立たば まづわが屋戸に 鶯は鳴け

右の一首は、右中弁大伴宿禰家持のなり。

大き海の 水底深く 思ひつつ 裳引きならしし 菅原の里

右の一首は、藤原宿奈麿朝臣が妻石川女郎の、愛薄らぎ離別せられ、悲しう恨みて作れる歌なり。年月詳らかならず。

この歌は宿奈麻呂、すなわち良繼の妻である石川女郎が離別された時に作った歌とされる。三形王宅での宴席でだれが披露したかということが問題になるが、これは新日本古典文学大系本が注するように家持が誦詠したものと理解してよい。家持は良繼とも親しい間柄にあったが、石川女郎の父である石川年足とも親交があり、そのことで良繼と妻の石川女郎との縁について知るところがあったのである。では、石川女郎がいつ詠んだかというとはっきりしたことはわからないが、以前に考察したように天平12年(740)以降時を経ない時期であろうことから、家持と良繼の親交は、家持の20代半ばのころからあったものと推察できる。⁽¹⁴⁾

また『万葉集』卷20・4328~4330番歌の左注には「(天平勝宝7歳)二月七日に、相模国の防人部領使守従五位下藤原朝臣宿奈麿が進れる歌の数は八首なり。但し拙劣なる歌五首のみは取り載せず」との文言が見え、良繼が家持の防人歌の収集に協力していたことが指摘される。

さらに前述したように家持は天平宝字8年正月に薩摩守に左降されたが、称徳女帝が歿した後に良繼・百川兄弟が画策して光仁天皇を擁立したことによって、光仁天皇即位後に、『続日本紀』宝亀8年9月丙寅(18日)条の良繼薨伝に「…宝亀二年、中納言より内臣を押し、職封一千戸を賜はりき。政を專とし、志を得て、升降自由なり」と記されるように、良繼が中心となって藤原式家主導政治体制を確立させ権勢をふるうようになると、宝亀元年6月に民部少輔として中央政界に復帰、同元年9月には左中弁兼中務大輔、同元年10月には正五位下に昇叙、つづいて同2年11月には従四位下に、同3年2月には左中弁兼式部員外大輔として順調に昇任・昇叙を重ねている。これは良繼の配慮するところであったと考えてよい。⁽¹⁵⁾

家持と石上宅嗣との関係については、『万葉集』卷19・4282~4284番歌の、

(天平勝宝)五年正月四日、治部少輔石上朝臣宅嗣の家にして宴する歌三首

事繁み 相問はなくに 梅の花 雪に萎れて 移ろはむかも

右の一首は、主人石上朝臣宅嗣のなり。

から、すでに天平勝宝5年から親交のあったことが確認できる。

家持と今毛人との親交を裏づける明確な史料はないが、石川年足が歿した時に家持と今毛人の2人が弔問使として派遣されている。これは先述したように、年足をはさんで家持と今毛人が親しい間柄にあったものと推察することもできる。

このような良繼を中心とする家持・今毛人・宅嗣の紐帯は、各自の政界での官人生活のなかで自然発生的に生まれたと考えがちであるが、実はそうではない。良繼と宅嗣とは従兄弟の関係にあり、良繼の母で宇合の正妻であった石上国盛(国守)大刀自は、光明皇后に近侍しながら長子広嗣の乱で一時危機に陥った藤原式家を守りとおした。この国盛が藤原式家の広嗣や良繼と生家である石上氏の兄(弟)である乙麻呂やその息子の宅嗣との政治的連携を演出していたのである。⁽¹⁶⁾

そして、先にも挙げたように『続日本紀』に橘奈良麻呂がクーデターを起こすに際して、「大伴・佐伯の族、この拳に隨はば、前に敵無からむ」といったように、良繼が軍事氏族で政治的影響力の大きい大伴氏・佐伯氏の主たる家持・今毛人と親交を結んだことは、そこに藤原一族の中にあって南家・北家につづき第3の立場にあった式家の将来をみすえた政治的戦略があったものと考えられる。

この事件での決起は成功しなかったが、やがて弟である田麻呂・百川・藏下麻呂らに、宅嗣・家持・今毛人らを加えた式家派が光仁天皇を即位させ、宝亀年間(770~780)に式家主導政治体制を構築する。そして、桓武天皇を擁立して平安時代の誕生を演出することになるのである。

3. 大伴家持と氷上川継の事件

桓武天皇が即位して1年も経たない延暦元年(782)閏正月10日、氷上川継の謀反が発覚した。川継は夜に徒衆を集めて宮中北門より乱入して、桓武天皇を打倒する計画をたて、資人である大和乙人に兵仗を帯び潜入させ、また宇治王の参加を誘おうとした。

ところが乙人は宮中に入るところを逮捕され、計画を白状してしまった。そこで川継を追及しようとしたところ逃走、しかし翌日には大和国葛上郡で捕えられ、極刑になるところを光仁天皇の諒闇中であることを理由に減刑して伊豆国三島に流罪となった。

また母の不破内親王や姉妹も連坐し、淡路国配流となっている。その後、18日になって川継の妻藤原法壱の父、舅である藤原浜成は参議・侍従の職を解却され、川継の党与とされた山上船主は隱岐介に、三方王は日向介に左降されている。

この時、『続日本紀』同月壬寅(19日)条には、

左大弁三位大伴宿禰家持、右衛士督正四位上坂上大忌寸苅田麻呂、散位正四位下伊勢朝臣老人・從五位下大原真人美氣・從五位下藤原朝臣繼彦等五人、職事はその見任を解き、散位は京外に移す。並に川継が事に坐せられてなり。自外の党与合せて卅五人、或は川継が姻戚、或は平生の知友なり。

とあるように、左大弁大伴家持や右衛士督坂上苅田麻呂などの事務・軍衛のトップらが見任を解かれ、京外に移されている。また正史である『続日本紀』には見えていないが、『公卿補任』天応2年(782)項には、参議の大伴伯麿が閏正月13日の事に坐して解官されたとある。

しかし、事件はこれだけではおさまらず3月23日になって、三方王と妻弓削女王、山上船主の3人が、天皇を厭懶したとして日向国に、船主は隱岐国に任国配流となり、支党らも法によって処断された。

では、大伴家持はこの事件にどのように関係していたのであろうか。家持は左大弁のほかに本官である参議と兼官職の春宮大夫を解却されている。しかし早くも5月には復帰を許されているから、直接的に川継の事件に関与したというわけではなかろう。『続日本紀』条文にも、「自外の党与合せて卅五人、或は川継が姻戚、或は平生の知友なり」とあるから、家持は「平生の知友」ということで連坐したものであろう。

しかし、川継と家持とが「知友」であったという史料はない。ただ、前掲したように『万葉集』巻20・4483番歌の「移り行く 時見る毎に 心いたく…」の歌は、家持が「勝宝九歳(757)六月二十三日、大監物三形王の宅に宴」で、つづいて同様に4490番歌の「あらたまの 年行き還り 春立たばまづ我が屋戸に 鶯は鳴け」は、「(天平宝字元年・757)十二月十八日、大監物三形王の宅に宴」で詠った歌であり、家持が三形王の宅での宴にたびたび出かけ親交を重ねていたことがわかる。

また家持は翌天平宝字2年2月には、中臣清麻呂宅で行われた宴に三形王とともに参加していることが、4511~4512番歌から知られる。

このようなことを考慮すると、川継の事件のとき、家持が解任されたのはもちろん川継とも交際があったからであろうが、三形王も川継事件に深く関わっていたことを併考すると、それは三形王を通

してのものであったとも類推される。

というよりも、川継の配流後、2ヶ月以上も経って、三形王をあらたに桓武天皇を厭懶したとしてさらに罰して配流に処したことを考えると、三形王の桓武天皇に対する思いは必ずしも川継とは同じではなく、三形王なりの謀反の理由があったものと推察される。

目崎徳衛氏が、家持は三形王に同情的立場にあったが、未だ事件をおこすほどの積極的態度を示すにいたらなかつたと記されるように、川継への関与とともに、三形王の罪にも4半世紀にわたる親交をむすんでいた家持が「知友」として連坐したものと想像することはあながち間違いではあるまい。

では、この水上川継事件の真相とは、どのようなことであったのであろうか。中川収氏は藤原北家の魚名が桓武天皇の信頼を得ようとして讒言したものであるとする見解を示しておられる。⁽¹⁸⁾ 北山茂夫氏は、桓武天皇は皇位をめぐっての敵対者を除き、その周辺に痛撃をくわえて、父光仁天皇の死後のおのれの地歩を安固なものにしようとしたと述べておられる。

林陸朗氏は、『水鏡』には藤原百川らが山部親王（桓武天皇）を推したのに対抗して、浜成は山部親王が卑母出であることを理由に反対し、稗田親王の擁立を図ったということが見えていることから、桓武天皇の浜成に対する宿怨があったとされ、この事件の主目的は浜成の除外にあったとされる。⁽²⁰⁾

つづいて山口博氏は、浜成は実際的には全く加担していない。また川継の立太子を願うなら、山部親王立太子の折に主張できたはずであるし、それをしていないのは川継の立太子など想えていなかつたからだとする。そして処分をうけたのは、『続日本紀』延暦元年閏正月辛丑(18日)条の「浜成が女は川継が妻と為り。男も支党と為り。茲に因りて、浜成が帶ぶ參議并せて侍従を解却す」との記事から考えて、川継が娘婿であったことと、息子の継彦が計画に加担したことによる連坐処分だと理解されている。⁽²¹⁾

しかし、これには疑問がある。これ以前に桓武天皇は浜成に対して、後述のように度重なる不当な処遇を強いていることや、また縁坐となった息子の継彦自身が延暦8年に宥免になっているのに、その後も浜成が宥免になつてないことなどは、山口氏の理解が正しいものであることへの問題点となる。

また川継と浜成の娘法壱に関係ができたのは山部親王立太子の宝亀4年(773)正月以降のことと思われる。山口氏のいうとおり川継が天平宝字元年生まれと仮定して18歳で法壱を妻にしたとすると、それは宝亀6年になる。山部親王の立太子が問題となつた時には、まだ川継と浜成は舅婿の関係にはなかつた可能性が高いから、川継の立太子を主張しないのはあたりまえである。

その後になって、川継の祖父新田部親王の母が鎌足の娘藤原五百重夫人であり、やがて彼女が不比等に再嫁して浜成の父である麻呂を生んでいることから2人が遠戚関係にあったということや、また浜成は天平宝字元年に大蔵少輔に補任されるが、その時の大蔵卿が川継の父塩焼王であったことから派生したであろう両者に親近感のあったことが、川継と娘法壱の婚姻につながつたのであろう。よって、宝亀4年時に川継ではなく稗田親王の立太子を主張したからといって、事件の時に川継の皇位継承を望んでいなかつたとはいえない。

また阿部猛氏は、基本的には藤原式家と佐伯氏に対する藤原京家・北家の対立に問題があったように思われると解釈し、桓武天皇を擁立した藤原百川らの藤原式家が、反対した浜成を除くために企てたものとしている。⁽²²⁾

しかし、延暦元年閏正月の時点、式家では百川も良繼もすでに歿しており、田麻呂が家の代表者であった。田麻呂は薨伝に「恭謙にして物に競わない」とあるように、温厚な性格で知られ、諸官人からも信頼されていた人物であったから、自分から事件を策謀するようなことはなかつたであろうし、

種継もまだ浜成の追放を画策するほどの政治力はなかったと考えられる。やはりこの事件の首謀者は桓武天皇自身であったと見なすのが妥当であろう。

これらの研究をうけて、詳細に検討したのが亀田隆之氏である。亀田氏は、皇位継承の資格をもつものの、枠外に置かれた川継の体制批判に対して、絶対的権力の確立を望む桓武天皇が川継本人はもちろん、同様のもくろみをもつ王族や貴族に対しても帝王の威儀を示すために厳正な処断で臨んだものであり、あくまでも事件の主体は川継であり、処分された人物は川継と何らかの関係があり、体制に批判的と目された者が巻きこまれたものであるとされ、この事件が浜成に直接むけられたものではないとの理解を示されている。⁽²³⁾

しかし先学の見解のうち、やはり林氏の指摘は矚目される。大宰帥に左降させ、3ヶ月後にさらに員外官に貶し、事務を行うことを認めず、公廡を減ずる処置をとっていることはよほどのことといわねばならない。この直前に桓武天皇は員外官を停止する命令を下しながらも、浜成を員外帥とする措置をとったことは桓武天皇の浜成への宿意を感じさせる。員外官の廢止とともに官人の濁濫を降し、清謹を進めることを勅していることを考れば、その見せしめとなった可能性もある。

浜成は事件当時には九州におり、川継の事件に直接関わってはいないが、川継と同様に桓武天皇に対して批判的であったことから、九州に追放され参議という議政官を解任されたことは確実である。では、浜成の批判は何を原因とする批判であろうか。山口博氏が「浜成の心奥には皇位天武系相承の原則が生きていたのである。ましてや蕃人の血をひく山部親王の立太子など、浜成にとって許しがたいものであっただろう」とされるように、先学が一応は視野にいれながらも結論とされていない皇位継承有資格者としての娘婿川継の存在についての言動であろうと思う。⁽²⁴⁾

川継は天武天皇皇子の新田部親王の王子塙焼王と聖武天皇皇女不破内親王の子で、天武天皇の曾孫・聖武天皇の皇孫になる。それに比べて桓武天皇は、天智天皇皇子の施基皇子の王子白壁王（光仁天皇）と渡来氏族出身の高野新笠の子であり、どうみても皇統ということで考えれば、川継が皇儲に相応しい。壬申の乱以降は天武系で天皇を継承し、ことに奈良時代以降は、天武天皇と持統女帝の嫡子草壁親王の直系皇統が喧伝されてきたことからすると、天智系の桓武天皇が即位することには浜成ならずとも納得しない貴族・官人が多くいたものと思われる。浜成が編書『歌経標式』に引用する和歌の作者も天武系の人物に集中しているのが、その証左となる。

また天武系という意識にくわえて、この時代の貴族・官人には聖武天皇の存在が大きかったのではないかと推察する。聖武天皇が歿してからまだ四半世紀、政界の大半の貴族・官人は若い時にこの天皇の25年以上にわたる「天平時代」の治世を経験している。光仁天皇は天智皇孫であるが、聖武皇女の井上内親王を妻として、その間に他戸親王という皇嗣を得ており、そのことが貴族・官人の天武系にこだわる意識を沈潜させていたことが桓武天皇とは違っている。また藤原良繼・百川の藤原式家兄弟の強引ともいえる桓武天皇の擁立への政治的な反発もあいまって、桓武天皇への批判は根強くあった。

このような政治状況を反映して、川継が皇位への欲望を顯にし、また舅浜成が同調するような姿勢を見せることは不思議ではない。『歌経標式』から、浜成と天武天皇一、そして新田部親王一塙焼王へとつづく系譜との深い結びつきが看取でき、とくに「孫王塙焼」と記しているところに浜成の塙焼王への心情的共感が表れていることが指摘され、この家系が皇位継承たりうことへの期待が推知できる。⁽²⁵⁾

このように桓武天皇の即位は、井上皇后・他戸皇太子の廃后・廢太子など異常な事態を経て、天智曾孫でしかも卑母出であるにも関わらず藤原式家の強引ともいえる策謀で実現したものであり、貴族・

官人全体の合意をえたものではなく、そこに反発する勢力も存在していたのである。議政官では浜成を筆頭に、伯麻呂と家持らが挙げられると思う。

ゆえに桓武天皇としては今後の政治主導権の確立のためにも、反体制派の政治勢力を一掃して、藤原種継や紀船守らの党与を登用する必要があり、家持らの批判的な勢力と、かつ天武皇統（草壁皇統）一聖武皇統として皇位継承有力者であることから対抗的であった川継、そして川継の擁立を視野に入れていた浜成一派が結びつくことを恐れたことが、この事件を画策した要因であったのではないか。

このように考えれば、すでにここに次節でとりあげる家持ら大伴氏官人を中心とする種継暗殺事件につながる家持と種継との政治的確執が見えることに注目すべきであろう。

4. 大伴家持と藤原種継の暗殺事件

延暦4年(785)9月23日深夜、藤原種継が暗殺された。このことについては『続日本紀』『日本紀略』に見えている。長くなるが以下に『日本紀略』同4年9月丙辰(24日)条を掲げてみる。

車駕、平城より至りたまふと云々。種継已に薨しぬ。乃ち有司に詔して、その賊を搜捕せしむと云々。仍ち竹良并近衛伯耆梓磨、中衛牡鹿木積磨を獲へ、右大弁石川名足等に勅してこれを推勘せしむ。梓磨歎して云はく、主税頭大伴真磨、大和大掾大伴夫子、春宮少進佐伯高成、及び竹良等、同じく謀りて、梓磨・木積磨を遣して種継を害さむと云々。継人・高成等並に歎して云はく、故中納言大伴家持相謀りて曰はく、宜しく大伴・佐伯両氏を唱ひ以て種継を除くべしと。因りて皇太子に啓して、遂にその事を行ふ。自余の党を窮問するに、皆承伏す。是に於いて、首悪左少弁大伴継人、高成、真磨、竹良、湊磨、春宮主書首多治比浜人を同じく誅斬す。及び種継を射ちし者梓磨・木積磨二人は山崎椅の南の河頭に斬る。また右兵衛督五百枝王、大藏卿藤原雄依、同じく此事に坐せられて、五百枝王は死を降して伊予国に流す。雄依及び春宮亮紀白磨、家持息の右京亮永主は隠岐に流す。東宮学士林忌寸稻磨は伊豆に流す。自余は罪に隨ひて亦流す。

つまり、中納言・春宮大夫大伴家持、左少弁大伴継人、春宮少進佐伯高成らは、種継を除こうとして、さらに主税頭大伴真磨・大和大掾大伴夫子・大伴竹良らも加わえて策謀し、その計画を皇太子早良親王に啓した後に実行することとした。そこで桓武天皇が平城京に行幸していた23日夜、中衛の牡鹿木積磨らを遣して種継を襲撃、殺害させたのである。

急遽長岡京に戻った桓武天皇は、継人・高成・真磨・竹良・湊磨、春宮主書首の多治比浜人、木積磨らを斬刑とし、右兵衛督五百枝王は伊予国へ、大藏卿藤原雄依と春宮亮紀白磨、家持の息子である永主らは隠岐へ、東宮学士・造東大寺次官林稻磨は伊豆への流刑としたのである。

そして家持のことは、『日本紀略』延暦4年8月庚寅(28日)条に、

中納言大伴宿禰家持死にぬ。…事後に發覚れぬ。追して官位を奪ふ。…死後廿余日、其の屍未だ葬られぬに、大伴継人・竹良、種継を殺す事發覚れて獄に下る。これを案驗ふるに、事家持らに連なれり。是に由りて、追ひて除名す。その息永主ら、並に流に処せらる。

と見えて、事件の26日前にすでに歿していたが官位を追奪され除籍となった。

この事件は、桓武天皇の留守に実行されたことや事前に弓のたくみな近衛・中衛府の兵士を実行者として決めていたことからも、思いつきから起こった事件ではなく、周到な計画のもとに行われた政治的な背景をもった事件であったと思われる。

関与した人物をみると、ふたとおりの人間関係が指摘される。ひとつは大伴氏の人びとが中心となっているということ、もうひとつは春宮坊の官人が多く関係しているということである。このことを考

えると、このふたつの条件を具備している家持の存在は重要視される。

そこで家持の事件への関与についてどうかというと、角田文衛氏は、家持は延暦4年夏には帰京していて、⁽²⁷⁾継入らに援助を求められ賛成したとされるが、北山茂夫氏は、家持は首謀者に仕立てられ、⁽²⁸⁾関知しない事件との見解をとり、⁽²⁹⁾ 笹山晴生氏は、家持はなくなる直前には蝦夷征討のために陸奥に赴いていたし、つねに慎重に一族の軽挙をたしなめてきたから、この事件に関係したとは考えにくいとされる。また佐伯有清氏も、家持は反対派の中心的地位にいたが、「とにかく家持は種繼暗殺事件には直接関与していなかったとみるのがただしい」といわれる。

しかし、そうではあるまい。森田悌氏も「春宮坊大夫家持を中心とした派閥が自ずと形成されるようになり、種繼ないしその一派と反目するような事態が想定される」とい、上述のように直接の関与を否定される佐伯氏さえも、家持は反対派の中心的地位にいて蹶起計画に参加していたことは認めてよいというように、大伴氏出自官人と春宮坊官人とを結びつけ、そのグループの中心にあって種繼暗殺への主的な働きをしたのは、大伴氏々長であり、かつ春宮大夫であった家持以外には考えられない。継人・高成は取調べに際して、家持が「宜しく大伴・佐伯両氏を唱ひ以て種繼を除くべし」といったと白状している。死人に口なしということも考えられるが、この記事から家持がその中心的な役割を果たしていたことは確かなことであろう。

元来、大伴氏には藤原氏への対抗心があり、「種繼薨伝」にも「天皇、甚だこれを委任して、中外の事皆決を取る」と見えているように、桓武天皇の信任をもとに台頭してきた種繼に対して、前述のように家持には、種繼も陰謀に加わったとされる川継事件に連坐して一時であるにせよ解任された怨みもある。家持には、桓武天皇の意図を体して積極的に長岡京の造営をつづける種繼に対して、この造営を成功させるとますます桓武天皇の信頼をえて種繼の発言力がたかまり、大伴氏がもう対抗できなくなるという政治的な危機感があったのではなかろうか。

しかし、家持が種繼の暗殺を企んだのは、これだけの理由ではない。家持が春宮大夫として近侍する早良皇太子の存在も深くかかわっていた。

早良皇太子の関与について、北山氏は家持と同じように謀反の企てに直接の関係はなかったとする。笹山氏も「親王がみずから飲食を断って絶命するまでにその無罪を主張しているように、ほんとうに事件に関係があったのか、問題である」と関与を否定する。森田氏も北山説を首肯し、廢太子は冤罪であることが濃厚であるとしておられる。

これに対して山田英雄氏は、早良皇太子が立太子以前に「親王禪師」として東大寺に影響力のあったときの造東大寺司官人のうち、稻麻呂・夫子などが立太子にともない春宮坊に遷ってきており、また東大寺からの働きかけもあり、早良皇太子を含めてこれら春宮坊官人も遷都には反対であって、そこで遷都を阻止しようとして、その推進派の種繼を暗殺したのではないかと憶測して、間接的に早良親王の関与を認めている。⁽³²⁾ またこの山田説は、その後に高田淳氏によって発展的に継承されている。⁽³³⁾

山田氏の説くところが正鵠を射ているか否かは別にして、早良皇太子が種繼の暗殺に関わらなかつたということは無いものと思う。『日本紀略』条文にも「家持は種繼を殺害することを早良親王に啓したのちに実行にうつした」と見えている。また種繼と早良皇太子は、不仲な関係にあったことから、ありうることだと思う。しかし、私にはそれよりも皇位継承問題がからんで、もっと別の理由が考えられるように思う。

種繼は、述べてきたように桓武天皇の信頼があつく、重用もされていた。しかし種繼にはこれをさらに確固たるものにしたいという気持ちがあったのではなかろうか。ことに春宮坊を中心として大伴・佐伯氏らを背後勢力にもつ皇太子早良親王の存在は看過できないものがあった。

そこで早良皇太子、大伴・佐伯氏に対抗するために種継がとった方策は、自分と同じ藤原式家を出自とする伯父藤原良繼の娘で、桓武天皇の皇后となっていた従妹乙牟漏の生んだ安殿親王を立太子させることであったのではないだろうか。

当時の式家は、延暦2年3月に右大臣職にあった田麻呂を喪って以来、種継が代表者であったが、その時の官職は正四位下で参議・左衛士督・近江守にすぎず、桓武天皇には重用されてはいたものの、他者にぬきんでた存在ではなかった。このことは、たとえば桓武天皇即位直後の叙位で、種継と同じ従四位上に昇った石川名足・藤原雄依・大中臣子老・藤原鷹取・紀船守6人のうち、名足・子老・船守らが種継よりも早く参議に就任していることからも類推することができる。

その種継が目立って栄進するきっかけとなったのは、一挙に2階昇って従三位となった延暦2年4月の乙牟漏立后にともなう叙位であった。この従三位への昇叙が、先任参議の神王・子老・名足・船守・紀家守をも超任しての、翌3年正月の中納言昇任への契機ともなったのである。

これにはもちろん桓武天皇の信頼があったものとは思うが、それよりも皇后乙牟漏やその意図をうけた乙牟漏の母である阿倍古美奈の意志がより桓武天皇に強く働いていたのではないか。古美奈は、この時には尚侍兼尚蔵として後宮の最高実力者であった。

田麻呂亡き後、種継は乙牟漏の出自である式家の代表者として、その立后に尽力したことであろうし、また笹山氏もいわれるように式家の立場を強固にしようと長岡宮造営を機会に乙牟漏の地位の確立をはかったものと思われる。そして自分の栄達をその乙牟漏の誘掖にたよろうとしたのではないか。乙牟漏もまた皇后とはなったものの、伊予親王を生んだ藤原南家の右大臣是公の娘吉子もあり、その地位の保全と12歳となった息子の安殿親王のためにも、背後勢力としての種継ら式家の政治力拡大を望んだことであろう。ことに乙牟漏には、わが子安殿親王の立太子への強い願望があったのではないか。

また桓武天皇も、即位した時には実子の安殿親王がまだ幼少で、父の光仁天皇の要望でもあったことから、実弟の早良親王を皇太子としたものの、光仁天皇の亡きいま、安殿親王を皇嗣にしたいという気持ちがだんだんと強くなってきたものと思われる。

このような桓武天皇・乙牟漏皇后の意思を受けた種継の言動が、早良皇太子に不安感を抱かせ、その関係を悪化させていたのではないか。また春宮大夫大伴家持らの春宮坊官人と大伴・佐伯氏の反発をかっていたのではないか。つまり種継暗殺の背景には、桓武天皇と乙牟漏皇后を背後に自己の政治力拡大のために安殿親王の立太子を画策する種継と、それに対抗しようとする早良皇太子を中心とする大伴・佐伯氏との皇嗣をめぐる政治権力闘争があつた⁽³⁴⁾といふことができる。

では、なぜ笹山氏も「無実の証」だといわれるよう、早良親王が絶食までして無関係を示そうとしたのであろうか。『日本紀略』には、

是後、太子自ら飲食せざること、十余日を積む。宮内卿石川垣守等を遣して、船に駕し淡路に移送せんとす。高瀬橋の頭に至る比、已に絶ゆ。屍を載せて淡路に至りて葬らしむと云々。
と、その傷ましい様子が記されているが、その答えは、28日の詔文の「式部卿藤原朝臣を殺し、朝庭を傾け奉り、早良王を君となさむと謀りけり」との字句がヒントとなる。

ここには種継の暗殺だけではなく、「朝庭を傾け奉る」、つまり桓武天皇を除外して、早良親王自身が皇位につこうとしたとある。しかし早良皇太子は、皇太子の地位を脅かす言動をとる種継の暗殺は容認したもの、家持らも含めて桓武天皇の除外までは考えてはいなかつた。早良皇太子は、これについての無実を証明しようとして絶食してまで訴えたのではなかろうか。⁽³⁵⁾

しかし、このような早良皇太子の訴えは桓武天皇には届かなかつた。桓武天皇には前述のように皇

太弟早良親王を退け、実子の安殿親王を立太子させようとする密かにではあるが確固たる願いがあつた。種継の安殿親王立太子への策謀も、桓武天皇の腹心ならではのものであった。種継の暗殺は、桓武天皇にとっては早良皇太子を排除する絶好の機会となつたのである。

おわりに

武門の名家である大伴氏、その一族の統領である大伴家持、しかし家持は自分がその責を負いきれないことを認識していた。ここが安麻呂・旅人と違うところであろう。入唐して新羅と席次を争い、また国禁を犯して鑑真を招來した古麻呂のような最も大伴的な資質が家持には欠如していたのである。

しかし、大伴氏は武門の名家というだけに平城京の政界にあっては一大政治勢力を構成していた。天平年間より時代を降るごとにその貴族・官人数は減少しているが、凡そ15名から25名ほどの五位・六位以上の官人を輩出している。

ゆえに、政権を掌握した藤原氏の対極の政治的勢力の中心として、「大伴・佐伯の族、この挙に随はば、前に敵無からむ」との『続日本紀』の文言に象徴されるように、つねに反対派の期待されるところでもあった。目崎徳衛氏が「彼は…いずれの場合にも、積極的に深入りすることを好まない個人的理由を持っていたように思われる。それにもかかわらず、相継ぐ陰謀事件は必ず家持に累を及ぼす」といわれたように、4回もの政治的事件に関わることになったのは、このような政治的背景があったからであろう。⁽³⁶⁾

直木孝次郎氏は、「歌は歌人の芸術的創造力によって詠み出されるもので、いかに詳細に官人の履歴を分析しても、作歌の秘密は解きあかされないであろう。だがいかなる芸術活動といえども、作家の生活体験とは無縁には存在しないはずである。作家の履歴を追究することは、作品を理解する一つの重要な道であることは承認してよいであろう」とされる。首肯されるべき見解だと思う。⁽³⁷⁾

『万葉集』に歌を残す万葉歌人も、実は歌人であるまえに、皇位継承などをめぐって激しい政争を繰りかえす官人社会に身をおく官人であって、このこととは決して無縁の存在ではない。ゆえに万葉歌人をめぐる政治的動向をあきらかにすることによって、本当の万葉歌人の姿が解明されるのではないかと思う。本小論で政治家としての大伴家持の実態をいくらかでも把握できたとするならば、それは万葉歌人としての家持の実相を解明するために何らかの役に立つではないかと思う。

注

- (1) 松尾光「藤原廣嗣の乱・光明子の立后」(『白鳳天平時代の研究』所収、笠間書院、2004年3月)。
- (2) 木本「安積親王と皇位継承」(『奈良朝政治と皇位継承』所収、高科書店、1995年4月)。
- (3) 木本「橋諸兄政権の実体」(『大伴旅人・家持とその時代』所収、桜楓社、1993年2月)。
- (4) 小野寛『『喻族歌』と家持』(『国語と国文学』45巻3号掲載、のち『大伴家持の研究』所収、笠間書院、1980年3月)。
- (5) 北山茂夫『万葉集とその世紀』下巻(新潮社、1985年1月)。
- (6) 木本「大原今城と家持・稻君」(『大伴旅人・家持とその時代』所収、桜楓社、1993年2月)。
- (7) 岸俊男『藤原仲麻呂』(吉川弘文館、1969年3月)。
- (8) 木本「仲麻呂と孝謙上皇、淳仁天皇」(『藤原仲麻呂政権の基礎的考察』所収、高科書店、1993年6月)。
- (9) 木本「石川年足と藤原仲麻呂政権」(『奈良時代の藤原氏と諸氏族』所収、おうふう、2004年12月)。
- (10) 牧飛鳥「令制における弔使について」(『学習院史学』41号掲載、2003年3月)。
- (11) 木本「藤原宿奈麻呂(良継)と石川女郎の離別」(『政治経済史学』467号掲載、2006年4月)。
- (12) 木本注(6)前掲論文。

- (13) 中川収「藤原良繼の変」(『奈良朝政治史の研究』所収、高科書店、1991年5月)。
- (14) 木本注(11)前掲論文。
- (15) 木本『藤原式家官人の考察』(高科書店、1998年9月)。
- (16) 木本「石上麻呂の子女について」(『律令貴族と政争』所収、塙書房、2001年4月)。
- (17) 目崎徳衛「三形王について」(『平安文化史論』所収、桜楓社、1968年11月)。
- (18) 中川収「桓武朝政権の成立(上)」(『日本歴史』288号掲載、1972年5月)。
- (19) 北山茂夫「藤原種継事件の前後」(『日本古代政治史の研究』所収、岩波書店、1959年4月)。
- (20) 林陸朗「奈良朝後期宮廷の暗雲」(『上代政治社会の研究』所収、吉川弘文館、1969年9月)。伊藤善允氏も「天応元年六月の政変の意義—桓武朝成立をめぐる問題—」(『政治経済史学』74号・75号掲載、1969年3・4月)で同様に理解されている。
- (21) 山口博「藤原浜成論(下)」(『古代文化』28巻1号掲載、1976年1月)。
- (22) 阿部猛「天応二年の氷上川継事件」(『平安前期政治史の研究・新訂版』所収、高科書店、1990年9月)。
- (23) 亀田隆之「氷上川継事件」(『奈良時代の政治と制度』所収、吉川弘文館、2001年3月)。
- (24) 山口注(21)前掲論文。
- (25) 澩浪貞子「孝謙女帝の皇統意識」(『日本古代宮廷社会の研究』所収、思文閣出版、1991年11月)。
- (26) 佐藤信「藤原浜成とその時代」(『歌経標式一注釈と研究ー』所収、桜楓社、1993年11月)。
- (27) 角田文衛『佐伯今毛人』(吉川弘文館、1963年7月)。
- (28) 北山注(19)前掲論文。北山茂夫『大伴家持』(平凡社、1971年9月)。
- (29) 笹山晴生『平安の朝廷』(吉川弘文館、1992年4月)。目崎徳衛氏も『平安王朝』(講談社、1969年1月)で同様に理解する。
- (30) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究(研究篇)』(吉川弘文館、1963年4月)。
- (31) 森田悌「早良親王」(『歴史読本』34巻7号掲載、1989年7月)。
- (32) 山田英雄「早良親王と東大寺」(『南都佛教』12号掲載、1962年11月)。
- (33) 高田淳「早良親王と長岡遷都」(『日本古代の政治と制度』所収、続群書類從完成会、1985年11月)。
- (34) 木本「藤原種継の暗殺と早良麿太子の政治的背景」(『米沢史学』13号掲載、1997年6月、のち注(15)前掲書所収、さらに『奈良時代の人びとと政争』再収、おうふう、2003年9月)。のちに同様の見解をとるものに、西本昌弘「藤原種継事件の再検討」(『歴史科学』165号掲載、2001年8月)、米田雄介『藤原摶関家の誕生』(吉川弘文館、2002年6月)がある。
- (35) 西本昌弘氏は、『日本紀略』が「自ら飲食せざること」とするのは、事の一面のみを書いたもので、実際は朝廷が飲食を停めたことが早良の衰弱死に結びついたとされる(「早良親王薨去の周辺」、『日本歴史』629号掲載、2002年9月)。
- (36) 松尾光「天平廟堂の政争」(『天平の政治と争乱』所収、笠間書院、1995年5月)。
- (37) 目崎注(17)前掲論文。
- (38) 直木孝次郎「大伴家持論」(『古代史の人びと』所収、吉川弘文館、1976年6月)。